

保育士等の配置特例の概要について

1 特例の趣旨

国は、待機児童対策が喫緊の課題であり、保育の受け皿の拡大、保育の担い手の確保が依然として必要とされている状況をとらえ「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足している状況」とし、この状況が継続していると考えられる間を「当分の間」として保育士等の配置に係る特例を定めており、今般、市もこれに準じた形で特例を定めることとしました。

保育士等の配置に係る特例（以下「職員配置特例」という。）は、保育の担い手の裾野を一定条件下において広げることにより、保育の質を落とさず、保育事業の継続を可能とすることを目的とするものです。

2 特例の対象となる施設、期間等

（1）対象施設・事業

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、保育所型事業所内保育事業
ただし、本市の实地指導・監査において改善勧告や改善命令を受けており、3年経過していない場合は、本特例を適用しないよう努めてください。

（2）期間

令和5年4月1日から「当分の間」

この特例は、国の基準に基づき、「1 特例の趣旨」をふまえ緊急的・時限的な対応策として実施することとなっているものです。本市における状況の変化や、国の基準が改正された場合等には、特例を廃止する可能性もあるため、あくまで特例であることを念頭に、持続可能な運営体制を構築するよう努めてください。

3 特例の内容

特例A 保健師・看護師・准看護師（以下「看護師等」という。）の活用

看護師等を1人に限り保育士等としてみなすことができる特例です。ただし、在籍乳児数が3名以下の場合、以下条件すべてに合致する必要があります。

なお、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業については、「当分の間」ではなく、基準として1人を保育士等としてみなすことが可能なため、本特例の適用による届出の対象外としております。

条件

1. 看護師等が保育を行う場合は、保育士等（保育士等とみなされる者及び

保育士等とみなされる者の支援を行う者を除く）と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。

2. 保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が保育を行う場合、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育）。以下「支援員研修」という。）を修了していること。

特例B 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置

現行基準では、最低でも2名以上の保育士等の配置が必要とされていますが、朝夕等の児童が少数となり、計算上配置が必要な保育士等の数が1名となる時間帯に限り、2名のうち1名を、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（★）」に代えることができる特例です。

特例C 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用

以下の条件すべてに合致する者を保育士等としてみなすことができる特例です。

なお、各資格の専門性を十分に発揮するという観点から、当該特例を活用の場合は幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事させるよう努めてください。

条件

1. 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者。
2. 就業時点で子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育）。以下「支援員研修」という。）を修了している者、又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する予定の者。

特例D 保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置

1日8時間を超えて保育所等を開設するため、利用定員の総数に応じて基準上配置しなければならない保育士等の数よりも多くの保育士等を配置する施設においては、追加で配置する保育士等の数の範囲内で、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（★）」を保育士等とみなすことができる特例です。

ただし、保育士等とみなすことができる職員数は、各時間帯において、必要となる保育士等の数の3分の1を超えない人数までとなります。（特例Bを除く）

★「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者」は次のいずれかを満たす者とします。

1. 職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者。
2. 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第23条第2項に規定する家庭的保育者。
3. 保育所等（※）で、常勤で1年（非常勤の場合は1,440時間）以上、児童の保育に関する業務に従事した経験を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者、又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。

※幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認可外保育施設（ナーサリールームや家庭保育室、企業主導型保育事業など）。居宅訪問型保育事業、ベビーシッターは対象外。

4 特例の適用に係る手続

（1）届出

特例の適用、変更、終了にあたっては、市への届出をお願いします。

- ①特例を新たに適用する場合（様式1号）
- ②①の内容に変更が生じる場合（様式2号）
- ③特例の適用を終了する場合（様式3号）

（2）届出時期

- ①、②については事前（おおむね1ヶ月前まで）、③については事後

5 特例適用の場合の留意事項

施設運営者は、職員配置特例に基づく職員が当該施設で就労するに当たって必要となる知識及び技術を習得し、職員間の連携が十分に図れる体制を確保するため、当該職員を指導する保育士等の選任や施設内研修等の実施、事務の引継ぎその他必要な措置を講じてください。

6 特例を適用している施設に対する調査等

職員配置特例を適用している施設に対しては、特例の運用状況を確認するため、抜き打ちを含む立入調査のほか、状況の聞き取り、資料の提供依頼などを行う場合があります。

7 特定理学療法士等の配置に関する特例

以下の条件に該当する理学療法士その他の専門職（以下「特定理学療法士等」

という。)を1人に限り保育士等としてみなすことができる特例です。

なお、「当分の間」ではなく、基準として1名を保育士等としてみなすことが可能なため、本特例の適用による届出の対象外としております。

条件

1. 当該施設に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの(障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事した経験がある者)
2. 保育所等における勤続年数が3年以上である者、又は就業時点で支援員研修を修了している者
3. 特定理学療法士等が保育を行う場合は、保育士等(保育士等とみなされる者及び保育士等とみなされる者の支援を行う者を除く)と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。
4. 特定理学療法士等と合同の組・グループを担当する保育士等は、当該施設における勤続年数が概ね3年以上であり、かつ、常勤の者であることが望ましいこと。また、当該保育士等が休暇を取得する際等に代替で特定理学療法士等の支援を行う保育士等についても同様の者とするのが望ましいこと。
5. 看護師等を保育士等とみなす特例と、特定理学療法士等を保育士等とみなす特例の両方を活用し、いずれも保育士等とみなして、保育を行わせる場合において、看護師等及び理学療法士等のそれぞれが当該保育所等の保育士等による支援を受けることができる体制を確保しなければならず、看護師等の支援を行う保育士等と、特定理学療法士等の支援を行う保育士等は異なる者とする必要があること。

特例B「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置」の適用事例

①特例が適用できる場合

保育する児童数が下表の状況となる時間帯では、配置基準により算定される必要な保育士等の数は1人となります。通常は2名の保育士等の配置が必要となりますが、特例措置導入後は、2人のうち1人は、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者」に代えることができます。

年 齢	児童数	配置基準（子：職員）	必要な保育士数	各歳児別の 計算では 少数第2位 を切り捨て
0歳	1人	3：1	0.3人	
1歳	2人	6：1	0.3人	
2歳	3人	6：1	0.5人	
3歳	2人	20：1	0.1人	
4歳	3人	30：1	0.1人	
5歳	3人	30：1	0.1人	
合 計	14人		1.4人 ⇒ 1人	

合計後、小数点1位
を四捨五入

②特例の適用ができない場合

保育する児童数が下表の状況となる時間帯では、配置基準により算定される必要な保育士等の数は2人となります。このような時間帯では、特例導入後においても、特例が適用できません。

年 齢	児童数	配置基準（子：職員）	必要な保育士数
0歳	1人	3：1	0.3人
1歳	2人	6：1	0.3人
2歳	4人	6：1	0.6人
3歳	5人	20：1	0.2人
4歳	5人	30：1	0.1人
5歳	5人	30：1	0.1人
合 計	22人		1.6人 ⇒ 2人

特例C「幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用」の適用事例

保育する児童数が利用定員と同じとなる下表のような時間帯では、配置基準により算定される必要な保育士数は10人となります。特例措置導入後は、「幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者で、就業時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者」を保育士等とみなすことができる。

ただし、保育士資格を有する者（保育士等とみなしている者を除く）を各時間帯において必要となる保育士等の数の3分の2以上配置する必要があります。

年 齢	児童数	配置基準（子：職員）	必要な保育士数	
0 歳	6 人	3：1	2.0 人	各歳児別の 計算では 少数第2位 を切り捨て
1 歳	17 人	6：1	2.8 人	
2 歳	17 人	6：1	2.8 人	
3 歳	20 人	20：1	1.0 人	
4 歳	20 人	30：1	0.6 人	
5 歳	20 人	30：1	0.6 人	
合 計	100 人		9.8 人 ⇒	10人

合計後、小数点1位
を四捨五入

①特例が適用できる場合

保育士7人、看護師等1人、幼稚園教諭1人、小学校教諭1人

⇒ 保育士数が必要保育士数の3分の2（10人×2／3＝6.6人）以上

②特例が適用できない場合

保育士6人、看護師等1人、幼稚園教諭2人、小学校教諭1人

⇒ 保育士数が必要保育士数の3分の2（10人×2／3＝6.6人）未満

特例D「保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置」の適用事例

利用定員が下表の場合、配置基準に基づき、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士等は10人となりますが、1日につき8時間を超えて開設する施設では、労働時間規制（1日8時間以内）を守るため、より多くの保育士等を配置する必要があります。実際に採用する保育士等が仮に15名だとすると、15名－10名＝常勤換算5名までを「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者」に代えることができます。

ただし、保育士資格を有する者（保育士等とみなしている者を除く）を各時間帯において必要となる保育士等の数の3分の2以上配置する必要があります。

年 齢	児童数	配置基準（子：職員）	必要な保育士数	
0 歳	6 人	3：1	2.0 人	各歳児別の 計算では 少数第2位 を切り捨て
1 歳	17 人	6：1	2.8 人	
2 歳	17 人	6：1	2.8 人	
3 歳	20 人	20：1	1.0 人	
4 歳	20 人	30：1	0.6 人	
5 歳	20 人	30：1	0.6 人	
合 計	100 人		9.8 人 ⇒	10人

合計後、小数点1位
を四捨五入

①特例が適用できる場合

保育士7人、看護師等1人、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者2人

⇒ 保育士数が必要保育士数の3分の2（10人×2／3＝6.6人）以上

②特例が適用できない場合

保育士6人、看護師等1人、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者3人

⇒ 保育士数が必要保育士数の3分の2（10人×2／3＝6.6人）未満